

令和 4 年 3 月宇治市歴史的風致維持向上計画の変更について
【 変更箇所一覧 及び 新旧対照表 】

様式1

[illegible]

新 (表紙)	旧 (表紙)
宇治市歴史的風致維持向上計画 令和4年3月 京都府宇治市	宇治市歴史的風致維持向上計画 令和3年3月 京都府宇治市

■新旧対照表

新 (裏表紙)	旧 (裏表紙)
宇治市歴史的風致維持向上計画 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）第5条に基づき、この計画を策定する。 計画の名称 ：宇治市歴史的風致維持向上計画 策定主体 ：京都府宇治市 計画期間 ：平成24年度から令和4年度まで 大臣認定日 ：平成24年3月5日	宇治市歴史的風致維持向上計画 「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（通称：歴史まちづくり法）第5条に基づき、この計画を策定する。 計画の名称 ：宇治市歴史的風致維持向上計画 策定主体 ：京都府宇治市 計画期間 ：平成24年度から令和3年度まで 大臣認定日 ：平成24年3月5日

■新旧対照表

新 (序章-2)	旧 (序章-2)
2. 計画策定の体制と経緯 宇治市歴史的風致維持向上計画の素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討を進めた。また、関係課 12 課による計画検討庁内ワーキングを開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整等を行った。 素案の作成後は、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会等の意見を伺い詳細な検討を進め、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」の開催を経て本計画を作成した。 なお、国の認定を受けたのちは、計画に基づき事業を実施する。計画を進めるうえでは、市民の声を取り入れるとともに、関係課で組織する「歴史まちづくり推進調整会議」で調整し、「歴史的風致維持向上協議会」の意見を伺い、事業の進捗管理や変更・追加を行うこととする。  歴史まちづくりワークショップ  歴史的風致維持向上計画検討委員会 3. 計画期間 平成 24 年度から令和 4 年度まで	2. 計画策定の体制と経緯 宇治市歴史的風致維持向上計画の素案の作成にあたり、市民や有識者等の意見を聞くために、「歴史まちづくりワークショップ」の開催や「歴史的風致維持向上計画検討委員会」を設置して検討を進めた。また、関係課 12 課による計画検討庁内ワーキングを開催し、本計画の内容協議や関連事業の情報収集・調整等を行った。 素案の作成後は、市民意見募集（パブリックコメント）の結果や関係委員会等の意見を伺い詳細な検討を進め、法定協議会「歴史的風致維持向上協議会」の開催を経て本計画を作成した。 なお、国の認定を受けたのちは、計画に基づき事業を実施する。計画を進めるうえでは、市民の声を取り入れるとともに、関係課で組織する「歴史まちづくり推進調整会議」で調整し、「歴史的風致維持向上協議会」の意見を伺い、事業の進捗管理や変更・追加を行うこととする。  歴史まちづくりワークショップ  歴史的風致維持向上計画検討委員会 3. 計画期間 平成 24 年度から令和 3 年度まで

■新旧対照表

新 (序章-7)			旧 (序章-7)		
平成 31 年 3 月 25 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	平成 31 年 3 月 25 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
平成 31 年 4 月 19 日	平成 31 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会 (法定協議会)	【内容】 ○歴史的風致維持向上計画の平成 30 年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の中間評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について	平成 31 年 4 月 19 日	平成 31 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会 (法定協議会)	【内容】 ○歴史的風致維持向上計画の平成 30 年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の中間評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について
令和 2 年 3 月 13 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出	令和 2 年 3 月 13 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出
令和 2 年 5 月 25 日～令和 2 年 6 月 5 日 (書面会議)	令和 2 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会 (法定協議会)	【内容】 ○会長・副会長の選任について ○歴史的風致維持向上計画の令和元年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について ○(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に係る展示設計の概要	令和 2 年 5 月 25 日～令和 2 年 6 月 5 日 (書面会議)	令和 2 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会 (法定協議会)	【内容】 ○会長・副会長の選任について ○歴史的風致維持向上計画の令和元年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について ○(仮称)お茶と宇治のまち歴史公園整備運営事業に係る展示設計の概要
令和 3 年 3 月 12 日		○宇治市歴史的風致維持向上計画の軽微な変更届出			
令和 3 年 4 月 26 日 (オンライン会議)	令和 3 年度 第 1 回歴史的風致維持向上協議会 (法定協議会)	【内容】 ○歴史的風致維持向上計画の令和 2 年度進捗評価について ○歴史的風致維持向上計画の軽微な変更について ○歴史的風致維持向上計画の第 2 期計画の策定について			

表序-2 歴史的風致維持向上計画検討委員会 委員一覧		
	所属 又は 氏名	備考
学議委員	立命館大学理工学部教授 山崎 正史 (委員長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学人間学部教授 森 正美 (副委員長)	都市計画審議会委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	奈良文化財研究所景観研究室長 清水 重敦	
行政委員	国土交通省	淀川河川事務所副所長
	京都府	建設交通部都市計画課長
		農林水産部理事農政課長
		教育庁指導部文化財保護課長
	京都府山城広域振興局	農林商工部長
		山城北土木事務所長
	宇治市	市民環境部長
		建設部長
		都市整備部長

表序-2 歴史的風致維持向上計画検討委員会 委員一覧		
	所属 又は 氏名	備考
学議委員	立命館大学理工学部教授 山崎 正史 (委員長)	まちづくり審議会委員
	京都文教大学人間学部教授 森 正美 (副委員長)	都市計画審議会委員
	京都造形芸術大学芸術学部教授 仲 隆裕	文化的景観検討委員
	芸能史研究会代表 山路 興造	文化財保護委員
	奈良文化財研究所景観研究室長 清水 重敦	
行政委員	国土交通省	淀川河川事務所副所長
	京都府	建設交通部都市計画課長
		農林水産部理事農政課長
		教育庁指導部文化財保護課長
	京都府山城広域振興局	農林商工部長
		山城北土木事務所長
	宇治市	市民環境部長
		建設部長
		都市整備部長

■新旧対照表

新 (5章-5)	旧 (5章-5)
定地と隣接する区域には、史跡整備と一体となった交流ゾーンを整備することで、宇治の歴史文化の情報発信や来訪者の利便性を満たす機能を補完し、(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園としての公開を目指している。 今後史跡の復元整備に関しては、文化庁・京都府教育委員会の指導のもと、「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」に諮りながら進めるものとする。 ＜重点区域における事業＞ ●史跡整備事業（平成 25 年度～令和 4 年度） （３）重要文化的景観 宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画に従い、具体的な整備計画が必要であるため、現在宇治橋通りを中心に整備計画の策定に着手している。 重要文化的景観の重要構成要素である宇治橋通りは、府道無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。 また重要構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。 ＜重点区域における事業＞ ●文化的景観整備計画策定調査（～令和 4 年度） ●重要文化的景観保存事業（平成 24 年度～） ●無電柱化事業（～令和 4 年度）	定地と隣接する区域には、史跡整備と一体となった交流ゾーンを整備することで、宇治の歴史文化の情報発信や来訪者の利便性を満たす機能を補完し、(仮称) お茶と宇治のまち歴史公園としての公開を目指している。 今後史跡の復元整備に関しては、文化庁・京都府教育委員会の指導のもと、「宇治川太閤堤跡保存整備検討委員会」に諮りながら進めるものとする。 ＜重点区域における事業＞ ●史跡整備事業（平成 25 年度～令和 3 年度） （３）重要文化的景観 宇治地区では、重要文化的景観の選定時に定めた保存計画に従い、具体的な整備計画が必要であるため、現在宇治橋通りを中心に整備計画の策定に着手している。 重要文化的景観の重要構成要素である宇治橋通りは、府道無電柱化事業によって、無電柱化と修景舗装が行われており、宇治橋通りの文化的景観としての価値を尊重した整備が図られている。 また重要構成要素の家屋の修理・修景は、国の補助金の充当を可能とする市の分担金条例を活用した、文化的景観保存活用事業を進めるものとする。 ＜重点区域における事業＞ ●文化的景観整備計画策定調査（～令和 3 年度） ●重要文化的景観保存事業（平成 24 年度～） ●無電柱化事業（～令和 3 年度）

■新旧対照表

新 (5章-10)	旧 (5章-10)
更に史跡宇治川太閤堤跡周辺の市道宇治 12 号線・市道宇治 313 号線・市道菟道 221 号線、市道宇治五ヶ庄線、市道菟道 94 号線を始めとした観光周遊道路では、歩道の整備や修景舗装を実施するとともに、観光サイン等の再整備や浸水対策を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。 ＜重点区域における事業＞ ●歩道整備事業（平成 21 年度～令和 4 年度） ●歩行空間整備事業（平成 24 年度～令和 2 年度） ●無電柱化事業（～令和 4 年度） ●観光施設周辺浸水対策事業（平成 27 年度～令和 2 年度） ●観光サイン等整備事業（平成 29 年度～令和 4 年度） ●建物修景助成事業（平成 22 年度～） ●屋外広告物助成事業（平成 22 年度～） ●観光交通対策検討調査（平成 25 年度～） ●空き町家の活用検討調査（平成 27 年度～） ●観光サイン等整備計画策定事業（平成 27 年度） ●観光周遊道路の整備検討調査（平成 28 年度～）	更に史跡宇治川太閤堤跡周辺の市道宇治 12 号線・市道宇治 313 号線・市道菟道 221 号線、市道宇治五ヶ庄線、市道菟道 94 号線を始めとした観光周遊道路では、歩道の整備や修景舗装を実施するとともに、観光サイン等の再整備や浸水対策を実施することにより、来訪者の安全性を確保すると同時に回遊性の向上を図る。 ＜重点区域における事業＞ ●歩道整備事業（平成 21 年度～令和 3 年度） ●歩行空間整備事業（平成 24 年度～令和 2 年度） ●無電柱化事業（～令和 3 年度） ●観光施設周辺浸水対策事業（平成 27 年度～令和 2 年度） ●観光サイン等整備事業（平成 29 年度～令和 3 年度） ●建物修景助成事業（平成 22 年度～） ●屋外広告物助成事業（平成 22 年度～） ●観光交通対策検討調査（平成 25 年度～） ●空き町家の活用検討調査（平成 27 年度～） ●観光サイン等整備計画策定事業（平成 27 年度） ●観光周遊道路の整備検討調査（平成 28 年度～）

■新旧対照表

新(6章-6)

事業名	2. 史跡整備事業		
整備主体	宇治市		
事業期間	平成 25 年度 ～ 令和 4 年度		
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡を活用した公園を整備する。 築堤当時と埋没期の太閤堤を再現し、太閤堤の果たした機能と歴史の重層性を表現する。 築堤時の様子を再現するゾーンは水辺空間、埋没期の様子を再現するゾーンは修景茶園を整備する。 		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。 壮大な築堤状況が体感できる空間整備と茶園景観の修景とを一体的に行い、多くの市民や来訪者に本市の歴史・文化の総合的理解を促すことになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

旧(6章-6)

事業名	2. 史跡整備事業		
整備主体	宇治市		
事業期間	平成 25 年度 ～ 令和 3 年度		
支援事業名	歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業		
事業概要	史跡宇治川太閤堤跡を活用した公園を整備する。 築堤当時と埋没期の太閤堤を再現し、太閤堤の果たした機能と歴史の重層性を表現する。 築堤時の様子を再現するゾーンは水辺空間、埋没期の様子を再現するゾーンは修景茶園を整備する。 		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。 壮大な築堤状況が体感できる空間整備と茶園景観の修景とを一体的に行い、多くの市民や来訪者に本市の歴史・文化の総合的理解を促すことになるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

■新旧対照表

新 (6章-9)		旧 (6章-9)	
イ 歴史的風致を回遊し体感できる道路の整備			
事業名	5. 歩道整備事業		
整備主体	宇治市	事業位置	
事業期間	平成 21 年度 ～ 令和 4 年度	宇治市	
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (道路事業)	事業位置	
事業概要	歩道を新設する。 ・市道宇治五ヶ庄線 京阪三室戸駅から宇治国道踏切 (踏切部は 2.5m の歩道を整備) ・市道菟道志津川線		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、歩道を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間を確保でき、宇治川周辺の回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

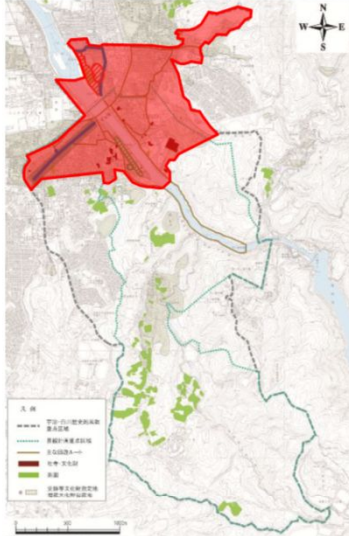
イ 歴史的風致を回遊し体感できる道路の整備			
事業名	5. 歩道整備事業		
整備主体	宇治市	事業位置	
事業期間	平成 21 年度 ～ 令和 3 年度	宇治市	
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (道路事業)	事業位置	
事業概要	歩道を新設する。 ・市道宇治五ヶ庄線 京阪三室戸駅から宇治国道踏切 (踏切部は 2.5m の歩道を整備) ・市道菟道志津川線		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	史跡公園と宇治川周辺の歴史・文化資源を結ぶ道路であり、歩道を整備することで、来訪者が歴史に触れながら安心して散策できる快適な歩行空間を確保でき、宇治川周辺の回遊性の向上につながるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

■新旧対照表

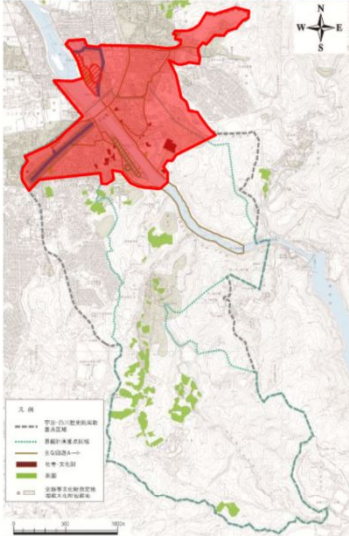
新(6章-11)		旧(6章-11)	
事業名	7. 無電柱化事業	事業名	7. 無電柱化事業
	整備主体 京都府 宇治市		整備主体 京都府 宇治市
	事業期間 ～ 令和4年度		事業期間 ～ 令和3年度
	支援事業名 ～平成24年度：地域自主戦略交付金（道路事業） 平成30年度～令和4年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）		支援事業名 ～平成24年度：地域自主戦略交付金（道路事業） 平成30年度～令和3年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
	事業概要 無電柱化を行うとともに、路側帯のカラー舗装や石畳み舗装等の修景舗装を行う。 ・市道宇治橋線 ・市道JR宇治駅前線 ・市道宇治228号線   宇治橋通り  市道宇治228号線		事業概要 無電柱化を行うとともに、路側帯のカラー舗装や石畳み舗装等の修景舗装を行う。 ・市道宇治橋線 ・市道JR宇治駅前線 ・市道宇治228号線   宇治橋通り  市道宇治228号線
歴史的風致の維持向上に寄与する理由		歴史的風致の維持向上に寄与する理由	
宇治橋通りは、別業都市から中世都市への再編過程において形成された道路で、近世期には茶業に関わる特権的商人の邸宅が並んでいたとされ、宇治地区の主軸をなしてきた街路である。また、市道宇治228号線は世界遺産の平等院に隣接し、伝統的な沿道景観との調和や道路景観の改善が求められている。これらの道路の無電柱化を行い道路景観の改善を行うことにより、沿道の歴史的建造物や巡行する伝統的祭礼との調和が図られるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。		宇治橋通りは、別業都市から中世都市への再編過程において形成された道路で、近世期には茶業に関わる特権的商人の邸宅が並んでいたとされ、宇治地区の主軸をなしてきた街路である。また、市道宇治228号線は世界遺産の平等院に隣接し、伝統的な沿道景観との調和や道路景観の改善が求められている。これらの道路の無電柱化を行い道路景観の改善を行うことにより、沿道の歴史的建造物や巡行する伝統的祭礼との調和が図られるため、歴史的風致の維持向上に寄与する。	

■新旧对照表

新(6章-13)

事業名	9. 観光サイン等整備事業		
整備主体	宇治市	事業位置	
事業期間	平成 29 年度 ～ 令和 4 年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 観光振興事業費補助金		
事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を向上させ、歴史・文化遺産を活かしたまち全体を楽しむ観光振興を図ることは、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

旧(6章-13)

事業名	9. 観光サイン等整備事業		
整備主体	宇治市	事業位置	
事業期間	平成 29 年度 ～ 令和 3 年度		
支援事業名	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) 観光振興事業費補助金		
事業概要	宇治市観光振興計画に基づき、国内外からの観光客が歴史・文化資源や歴史的まちなみ等を回遊しやすい環境を整備するため、分かりやすい観光サインや観光トイレの再整備を行う。		
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史・文化資源や歴史的まちなみの回遊性を向上させ、歴史・文化遺産を活かしたまち全体を楽しむ観光振興を図ることは、歴史的風致の維持向上に寄与する。		

■新旧対照表

新 (6章-25)		旧 (6章-25)	
事業名	21. 史跡宇治川太閤堤跡調査	事業名	21. 史跡宇治川太閤堤跡調査
	整備主体		宇治市
事業期間	～ 平成 25 年度		～ 平成 25 年度
	支援事業名		史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費
事業位置	史跡宇治川太閤堤跡指定地		史跡宇治川太閤堤跡指定地
	事業概要		史跡宇治川太閤堤跡は、復元整備による公園化を予定しており、「3. 史跡整備事業」を行うために、遺構の詳細な調査を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。	歴史的風致の維持向上に寄与する理由	宇治川は本市の歴史的風致の骨格を成しており、太閤堤の築堤は宇治を水陸要衝の地から茶業の町へと特化させる契機となり、この遺跡は平成 21 年に史跡指定された。
	当該事業により遺構に基づく整備を実施し、本市の歴史・文化の理解を促すことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。		当該事業により遺構に基づく整備を実施し、本市の歴史・文化の理解を促すことができ、歴史的風致の維持向上に寄与する。
事業名	22. 文化的景観整備計画策定調査	事業名	22. 文化的景観整備計画策定調査
	整備主体		宇治市
事業期間	～ 令和 4 年度		～ 令和 3 年度
	支援事業名		文化的景観保護推進事業
事業位置	重要文化的景観選定地及び拡大予定地		重要文化的景観選定地及び拡大予定地
	事業概要		「宇治の文化的景観」の保存管理計画に基づき、整備についてより具体的な方針を示す整備計画を策定する。また白川地区及び黄檗地区への文化的景観の範囲拡大に向けた調査を行う。
歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観の保護の取組は、歴史的風致の維持向上と密接に関わるものであり、整備計画において宇治地区の街区構造の継承や茶業関係の家屋の修景など整備活用の具体的検討を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。	歴史的風致の維持向上に寄与する理由	地域の自然・歴史・社会的文脈を保全しつつ、次世代のまちづくりを考える文化的景観の保護の取組は、歴史的風致の維持向上と密接に関わるものであり、整備計画において宇治地区の街区構造の継承や茶業関係の家屋の修景など整備活用の具体的検討を行うことにより、歴史的風致の維持向上に寄与する。